

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

- 電波法施行規則の一部を改正する省令(総務七七)
 - 無線設備規則の一部を改正する省令(同七八)
 - 無線機器型式検定規則の一部を改正する省令(同七九)
 - 財務省組織規則の一部を改正する省令(財務四〇)
 - 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働九二)
- 〔告 示〕
- 周波数割当計画の一部を変更する件(総務三七三)
 - 型式検定に合格したものであることを要しない無線設備の機器を定める件の一部を改正する件(同三七四)
 - インマルサット船舶地球局の具備すべき電波を定める件の一部を改正する件(同三七五)
 - 小型船舶等の義務船舶局が備えなければならぬ無線設備の機器に代えることができる機器を定める件の一部を改正する件(同三七六)
-
- 電波法施行規則第二十八条の五第一項の機器を備えることが困難又は不合理である場合の予備設備の機器を定める件の一部を改正する件(同三七七)
 - 船舶の入港中に定期に行う義務船舶局の無線設備の点検の方法を定める件の一部を改正する件(同三七八)
 - 無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表(無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。)を定める件の一部を改正する件(同三七九)
 - 常時聴守をしなければならない船舶地球局及び海岸地球局並びに当該船舶地球局及び海岸地球局が聴守しなければならぬ周波数を定める件の一部を改正する件(同三八〇)
 - インマルサット船舶地球局等の無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件(同三八一)
 - インマルサット携帯移動地球局の無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件(同三八二)
 - インマルサット船舶地球局等の無線設備の構造及び性能の条件並びに機械的及び電氣的条件を定める件の一部を改正する件(同三八三)
 - 関税法施行令第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第三十条第三項の規定に基づき、税関官署を指定する件の一部を改正する件(財務二二七)
 - 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律第三条第四項に規定する同法第二条第一号の出入力装置を設置する税関の件の一部を改正する件(同二二八)
-
- 大韓民国及び台湾産ポリエステル短繊維について関税率法第八条第二十五項の規定により不当廉売関税を課する期間を延長することが決定した件(同二二九)
 - 関税暫定措置法第八条の四第一項の規定に基づき、特定特恵鉱工業産品等について、輸入額等が限度額等を超えることとなった特定特恵鉱工業産品等及び月を告示する件(同二三〇)
 - 補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準の一部を改正する件(厚生労働二二二)
 - 電気用品安全法第三十一条第一項の規定に基づき同法第九条第一項の登録をした件(経済産業一七九、一八〇)

省 令

○総務省令第七十七号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）の規定に基づき、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年六月二十九日

総務大臣 菅 義偉

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。
第十五条の三第五号中(2)を削り、(3)を(2)とする。

第二十八条第五項中「インマルサット船舶地球局」を「インマルサット船舶地球局」に、「インマルサットA型、インマルサットC型又はインマルサットB型」を「インマルサットC型又はインマルサットB型」に改め、同項ただし書中「インマルサット人工衛星局」を「インマルサット人工衛星局」に改める。

第二十八条の二第二項中「インマルサットA型」を削る。
第二十八条の五第三項中「インマルサット船舶地球局のインマルサットA型、インマルサットC型又はインマルサットB型」を「インマルサット船舶地球局のインマルサットC型又はインマルサットB型」に改める。

第三十二条の十第二号中「インマルサット船舶地球局」を「インマルサット船舶地球局」に、「インマルサットA型、インマルサットC型又はインマルサットB型」を「インマルサットC型又はインマルサットB型」に改める。

別図第二号1を削り、同図2中「インマルサットC型」を「インマルサットC型」に改め、同図2を同図1とし、同図3中「インマルサットB型」を「インマルサットB型」に改め、同図3を同図2とし、同図4中「インマルサットM型」を「インマルサットM型」に改め、同図4を同図3とし、同図5を同図4とする。

別図第八号を次のように改める。

別図第八号（第36条の2第2項第2号関係）

1 インマルサットB型を使用するもの

同期符号	呼出しの種類 (注1)	自局の識別表示	相手局の識別表示	自局の位置 (注2)	通報の優先度 (注3)	自局の位置 (注4)	通報の型式 (注5)	照りの検定 符号
------	----------------	---------	----------	---------------	----------------	---------------	---------------	-------------

注1 「I1000001」であること。

注2 空中線の仰角の範囲をコード化したものであること。

注3 「01」であること。

注4 空中線の方位角の範囲をコード化したものであること。

注5 引き続き行う通報の型式等をコード化したものであること。

2 インマルサットM型を使用するもの

同期符号	呼出しの種類 (注1)	自局の識別表示	相手局の識別表示	自局の位置 (注2)	通報の優先度 (注3)	自局の位置 (注4)	通報の型式 (注5)	照りの検定 符号
------	----------------	---------	----------	---------------	----------------	---------------	---------------	-------------

注1 「I1000001」であること。

注2 空中線の仰角の範囲をコード化したものであること。

- 注3 「01」であること。
- 注4 空中線の方位角の範囲をコード化したものであること。
- 注5 引き続き行う通報の型式等をコード化したものであること。

3 インマルサットF型を使用するもの

同期符号	呼出しの種類 (注1)	自局の識別表示	相手局の識別表示	通報の型式 (注2)	通報の優先度 (注3)	自局の位置 (注4)	照りの検定 符号
------	----------------	---------	----------	---------------	----------------	---------------	-------------

注1 「F1000011」であること。

注2 引き続き行う通報の型式等をコード化したものであること。

注3 「01」であること。

注4 照りの位置をコード化したものであること。

附 則

この省令は、平成二十年一月一日から施行する。

○総務省令第七十八号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第三章の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年六月二十九日

総務大臣 菅 義偉

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「インマルサット船舶地球局等」を「インマルサット船舶地球局等」に、「インマルサット携帯移動地球局」を「インマルサット携帯移動地球局」に改める。

第四章第三節の節名を次のように改める。

第三節 船舶局及び海岸局並びにインマルサット船舶地球局等の無線設備

第四十条の四の見出しを「インマルサット船舶地球局等の無線設備の条件」に改め、同条第一項を次のように改める。

- 一 インマルサット船舶地球局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。
- 二 点検及び保守を容易に行うことができるものであること。
- 三 自局の識別表示は、容易に変更できないこと。
- 四 遭難警報は、容易に送出でき、かつ、誤操作による送出を防ぐ措置が施されていること。
- 五 電源電圧が定格電圧の（±）一〇パーセント以内において変動した場合においても、安定に動作するものであること。
- 六 通常起り得る温度若しくは湿度の変化、振動又は衝撃があつた場合において、支障なく動作するものであること。

第四十条の四第二項中「インマルサット船舶地球局のインマルサットC型の無線設備は、前項第一号の規定によるほか、次の各号の」を「インマルサット船舶地球局のインマルサットC型の無線設備は、前項各号に掲げる条件のほか、次に掲げる」に改め、同項第一号中「は、次のとおりであること。」を削り、同号中「ビット」を「ビット」に改め、同号八中「位相雑音のレベル」を「搬送波電力に対する位相雑音の電力密度の比（以下「位相雑音のレベル」という。）」に改め、同条第三項中「インマルサット船舶地球局のインマルサットB型の無線設備は、第一項第一号の規定によるほか、次の各号の」を「インマルサット船舶地球局のインマルサットB型の無線設備は、第一項各号に掲げる条件のほか、次に掲げる」に改め、同項第一号中「(1)又は(2)」を「いずれか」に改め、同(1)中「ビット」を「ビット」に改め、同(2)中「キロビット」を「キロビット」に改め、同項第二号及び八中「三〇〇ギガ」を「三〇〇ギガ」を「三〇〇ギガ」に、「クロック周波数偏差」を「クロック周波数偏差」に、「ビット

- (2) 受信装置
- ア 設備規則第40条の4第2項第2号の規定に適合すること。
 - イ 総務大臣が別に告示する条件に適合すること。

2 インマルサットB型の無線設備

(1) 振動

次に掲げる振動をそれぞれ上下、左右、前後にそれぞれ15分間(振動数は毎分1オクターブ以下の周期で低、高)の順序で変えるものとする。電圧状態において、規定の電圧を加えて動作させたとき。

(1) 船上装置

周波数	片振幅
4 Hz~10 Hz	2.54mm
10 Hz~15 Hz	0.76mm
15 Hz~25 Hz	0.40mm
25 Hz~33 Hz	0.23mm

(2) 船内装置

周波数	片振幅
4 Hz~15 Hz	0.76mm
15 Hz~25 Hz	0.40mm
25 Hz~33 Hz	0.23mm
33 Hz~40 Hz	0.13mm
40 Hz~50 Hz	0.07mm

(3) 直接印刷電信用入出力装置

周波数	片振幅
4 Hz~15 Hz	0.34mm
15 Hz~25 Hz	0.12mm
25 Hz~33 Hz	0.07mm
33 Hz~40 Hz	0.05mm
40 Hz~50 Hz	0.03mm

- (2) 温度
 - (3) 湿度
 - (4) 電圧変動
- インマルサット高機能グループ呼出受信機の機器の3に同じ。
インマルサット高機能グループ呼出受信機の機器の4に同じ。
インマルサット高機能グループ呼出受信機の機器の5に同じ。

- 1 機械的に支障なく動作し、かつ、破損、発火、発煙等の異状を呈しないこと。
 - 2 始動後十分安定した状態において、次の電氣的条件を満たすこと。
- (1) 送信装置
- ア 周波数の偏差は、設備規則別表第1号の条件に適合すること。
 - イ 占有周波数帯幅は、設備規則別表第2号の条件に適合すること。
 - ウ スプリング発射の強度は、設備規則別表第3号の条件に適合すること。
 - エ 総務大臣が別に告示する条件に適合すること。
- (2) 受信装置
- ア 設備規則第40条の4第3項第2号ロ、ハ及びニの規定に適合すること。
 - イ 総務大臣が別に告示する条件に適合すること。

別表第八号の表1の項中

インマルサット船舶地球局の無線設備の機器	インマルサットA型	E A
	インマルサットC型	E C
	インマルサットB型	E B
	インマルサットC型	E C
	インマルサットB型	E B

附 則

この省令は、平成二十年一月一日から施行する。

○財務省令第四十号

財務省設置法(平成十一年法律第九十五号)第十四条第四項、第十五条第三項、第十六条第六項、第十七条第二項、第二十三条第六項及び第八項並びに第二十四条第二項並びに財務省組織令(平成十二年政令第二百五十号)第八十一条第三項、第八十五条第二項及び第九十五条第四項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年六月二十九日 財務大臣 尾身 幸次

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則(平成十三年財務省令第一号)の一部を次のように改正する。

- 第七条の見出し中「公庫等実地監査官」を「主任公庫等実地監査官、公庫等実地監査官」に改め、同条第一項中「公庫等実地監査官二人以内」を「主任公庫等実地監査官一人、公庫等実地監査官二人」に改め、同条第四項を第五項とし、同条第三項を第四項とし、同条第二項中「公庫等実地監査官」を「主任公庫等実地監査官」に「実施する」を「実施し、並びに公庫等実地監査官の行う事務を整理する」に改め、同項の次に次の一項を加える。
- 3 公庫等実地監査官は、命を受けて、前項の監査を実施する。
- 第二十條の見出し及び同条第一項中「及び知的財産専門官」を、「関税評価専門官及び知的財産専門官」に改め、同条第三項を第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

- 3 関税評価専門官は、命を受けて、業務課の所掌事務のうち輸入貨物の課税価格の算定に関する調査その他専門的事項を処理する。
- 第二十四條の見出し中「及び国庫調査官」を「並びに国庫企画官及び国庫調査官」に改め、同条第一項中「及び国庫調査官一人」を「並びに国庫企画官及び国庫調査官それぞれ一人」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。
- 4 国庫企画官は、命を受けて、国庫課の所掌事務のうち重要な専門的事項についての企画及び立案に当たる。
- 第三十二條の見出し中「主任為替実査官」を「外国為替調査官、主任為替実査官」に改め、同条第一項中「主任為替実査官」を「外国為替調査官一人、主任為替実査官」に、「七人」を「八人」に、「三人」を「四人」に改め、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

- 6 外国為替調査官は、命を受けて、調査課の所掌事務のうち国際間の資金移動に係る外国為替に関する調査その他専門的事項を処理する。
- 第一百九十条の三第一項を次のように改める。

関東財務局に、統括証券検査官七人以内を、近畿財務局に、統括証券検査官三人以内を、北陸財務局、東海財務局及び中国財務局に、統括証券検査官それぞれ一人を置く。

第七條を次のように改める。

(業務規程の記載事項)

第七條 法第十七條第三項の業務規程に記載すべき事項は、法第十六條第一項の給付金の支給に係る事業及びこれに附帯する事業に係る業務に関する事項とする。

第十三條を次のように改める。

(事業計画書の記載事項)

第十三條 法第二十條第一項の事業計画書には、次に掲げる事項に関する計画を記載しなければならぬ。

一 法第十六條第一項の給付金の支給に係る事業及びこれに附帯する事業に係る業務に関する事項

二 前号に掲げるもののほか、法第十五條各号に掲げる業務に関する事項

(雇用保険法施行規則の一部改正)

第二條 雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)の一部を次のように改正する。

第五号の次に次の第一号を加える。

十六 事業主又は中小企業事業主の団体に対して、短時間労働者均等待遇推進等助成金を支給すること。

第一百八條の次に次の一条を加える。

(短時間労働者均等待遇推進等助成金)

第一百八條の二 短時間労働者均等待遇推進等助成金は、次の各号に定める事業主又は中小企業事業主の団体に対して支給するものとする。

一 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成五年法律第七十六号)第二条に規定する短時間労働者(被保険者に限る。次号において同じ。)について、その能力又は職務の内容等に応じた待遇についての通常の労働者と同じの制度の整備、通常の労働者への転換に関する制度の整備その他の通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保等を図るための措置を実施する事業主

二 短時間労働者について通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保等を図るための計画を作成し、短時間労働援助センターの認定を受けた中小企業事業主の団体であつて、当該計画に基づき措置として、その構成事業主に援助を行うもの。

第一百九條第十項及び第十二項中「介護雇用管理助成金」の下に、「短時間労働者均等待遇推進等助成金」を加え、同条に次の二項を加える。

30 中小企業人材確保推進事業助成金の支給を受けることができる認定組合等が、同一の事由により、短時間労働者均等待遇推進等助成金を受けた場合には、当該支給事由によつては、中小企業人材確保推進事業助成金は支給しないものとする。

31 短時間労働者均等待遇推進等助成金の支給を受けることができる事業主又は中小企業事業主の団体が、同一の事由により、高齢者等共同就業機会創出助成金、受給資格者創業支援助成金又は中小企業人材確保推進事業助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、短時間労働者均等待遇推進等助成金は支給しないものとする。

第一百二十條及び第一百二十條の二中「並びに第一百八條第二項」を、「第一百八條第二項」に改め、「第八項まで」の下に「並びに第一百八條の二」を加え、「及び中小企業人材確保推進事業助成金」を、「中小企業人材確保推進事業助成金及び短時間労働者均等待遇推進等助成金」に改める。

附則第十五條の八第三項及び第五項中「介護雇用管理助成金」の下に、「短時間労働者均等待遇推進等助成金」を加える。

附則

(施行期日)

第一條 この省令は、平成十九年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二條 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第七十二号)附則第二条第一項に規定する旧短時間労働援助センターの平成十九年四月一日に始まる事業年度におけるこの省令による改正後の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第二十條の規定の適用については、同条中「毎事業年度終了後三月以内」とあるのは、「平成二十年六月三十日まで」とする。

第三條 労働者災害補償保険法施行規則の一部改正(労働者災害補償保険法施行規則の一部改正)第三條 労働者災害補償保険法施行規則(昭和三十年労働省令第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十四條及び第二十六條(見出しを含む。)中「短時間労働者雇用管理改善等助成金」を「短時間労働者均等待遇推進等助成金」に改める。

告 示

○総務省告示第三百七十三号

電波法(昭和二十五年法律第三十一号)第二十六條第一項の規定に基づき、周波数割当計画(平成十二年郵政省告示第七百四十六号)の一部を次のように変更する。

平成十九年六月二十九日

第2の別表3-5第1項を次のように改める。

1 インマルサットA型の演算設備の機器を施設する陸地局及び機動移動地球局

周 波 数	周 波 数
1636.525MHzから1644.975MHzまでの周波数帯	1535.025MHzから1543.475MHzまでの周波数帯

○総務省告示第三百七十四号

電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第十一条の五第二号の規定に基づき、昭和六十一年郵政省告示第二百二十一号(型式検定に合格したものであることを要しない無線設備の機器を定める件)の一部を次のように改正し、平成二十年一月一日から施行する。

平成十九年六月二十九日

第二項中「インマルサットA型」を削る。

○総務省告示第三百七十五号

電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第十二條第六項の規定に基づき、平成五年郵政省告示第三百一十号(インマルサット船舶地球局の具備すべき電波を定める件)の一部を次のように改正し、平成二十年一月一日から施行する。

平成十九年六月二十九日

第一項を削り、第二項の表送る電波の型式及び周波数の欄中「霧吟幽鳴調」の次に「(音響霧吟幽鳴調)」を加え、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

○総務省告示第三百七十六号

電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第二十八條第八項の規定に基づき、平成十八年総務省告示第六百号(小型船舶等の義務船舶局が備えなければならない無線設備の機器に代えることができる機器を定める件)の一部を次のように改正し、平成二十年一月一日から施行する。

平成十九年六月二十九日

表の注19中「小型演習特殊規則(昭和49年通信・運輸省令第一号)」を「小型演習安全規則(昭和49年通信・運輸省令第一号)」に改め、同表の注26(1)中「インマルサットA型」を削る。

平成十九年六月二十九日

総務大臣 菅 義偉

○総務省告示第三百七十七号
電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二十八條の五第三項の規定に基づき、平成四年郵政省告示第九十一号（電波法施行規則第二十八條の五第一項の機器を備えることが困難又は不合理である場合の予備設備の機器を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十年一月一日から施行する。
平成十九年六月二十九日
総務大臣 菅 義偉

表中	イソマルサット船舶地球局のイソマルサットC型又はイソマルサットB型の無線設備	を	イソマルサット船舶地球局のイソマルサットC型又はイソマルサットB型の無線設備
		を	に改め、同表の注1及び注4中「イソマルサットA型」を削る。

○総務省告示第三百七十八号
電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二十八條の五第四項の規定に基づき、平成四年郵政省告示第六十一号（船舶の入港中に定期に行う義務船舶局の無線設備の点検の方法を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十年一月一日から施行する。
平成十九年六月二十九日
総務大臣 菅 義偉

別表四の項の(1)の1のイ中「設置装置」を「接地装置」に改め、同表五の項の(1)中「インマルサットA型の無線設備の機器及び」を削る。
○総務省告示第三百七十九号
無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号第三及び別表第二号の四の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八百五十九号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十年一月一日から施行する。
平成十九年六月二十九日
総務大臣 菅 義偉

漁業地域情報システム（マリンポーン）	MRP
イソマルサットA型	IMA
イソマルサットB型	IMB
イソマルサットB型	MRP
イソマルサットB型	IMB

改める。
別表第二十三号の表中

設備規則第49条の23第2号に規定する携帯移動地球局の無線設備の機器	LEO
設備規則第49条の24第1項に規定する携帯移動地球局の無線設備の機器	IMA
設備規則第49条の24第2項に規定する携帯移動地球局の無線設備の機器	IMC
設備規則第49条の24第3項に規定する携帯移動地球局の無線設備の機器	IMB
設備規則第49条の24第4項に規定する携帯移動地球局の無線設備の機器	IMM
設備規則第49条の24第5項に規定する携帯移動地球局の無線設備の機器	IMMM

設備規則第49条の24第6項に規定する携帯移動地球局の無線設備の機器	IMF
設備規則第49条の24第7項に規定する携帯移動地球局の無線設備の機器	IMD
設備規則第49条の24第8項に規定する携帯移動地球局の無線設備の機器	IMBGAN
設備規則第49条の23第2号に規定する携帯移動地球局の無線設備の機器	LEO
設備規則第49条の24第1項に規定する携帯移動地球局の無線設備の機器	IMC
設備規則第49条の24第2項に規定する携帯移動地球局の無線設備の機器	IMB
設備規則第49条の24第3項に規定する携帯移動地球局の無線設備の機器	IMM
設備規則第49条の24第4項に規定する携帯移動地球局の無線設備の機器	IMMM
設備規則第49条の24第5項に規定する携帯移動地球局の無線設備の機器	IMF
設備規則第49条の24第6項に規定する携帯移動地球局の無線設備の機器	IMD
設備規則第49条の24第7項に規定する携帯移動地球局の無線設備の機器	IMBGAN

改める。
○総務省告示第三百八十号
無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第四十二條第二号及び第四十三條の二第二項の規定に基づき、平成五年郵政省告示第三百二二号（常時聴守をしなければならない船舶地球局及び海岸地球局並びに当該船舶地球局及び海岸地球局が聴守しなければならない周波数を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十年一月一日から施行する。
平成十九年六月二十九日
総務大臣 菅 義偉

第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げる。
第二項第一号を削り、同項第二号中「前項第二号」を「前項第一号」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「前項第三号」を「前項第二号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「前項第四号」を「前項第三号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「前項第五号」を「前項第四号」に改め、同号を同項第四号とする。
○総務省告示第三百八十一号
無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四條第三項、第四十條の四第二項第四号、第三項第四号、第四項第四号、第五項第四号及び第七項並びに別表第一号注33の規定に基づき、平成十七年総務省告示第二百二十七号（インマルサット船舶地球局等の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十年一月一日から施行する。
平成十九年六月二十九日
総務大臣 菅 義偉

- 第一を削る。
- 第二の1を次のように改める。
 - 一 一般的条件
 - 1 遭難警報の送信のための操作が二以上の場所においてできること。
 - 2 使用する電波の周波数及びタイムスロットは、通信網管理機能を有する海岸地球局からインマルサット人工衛星局の中継により常時送信されている時分割多重方式の信号（以下「NCSSコマンIDM」といふ。）を受信することによって、自動的に選択されること。

3 遭難警報が送信されていることを示す機能を有すること（施行規則第二十八条の二第一項に定めるインマルサット船舶地球局の無線設備の場合に限る。）

4 加熱を避けるための機能（通報の送信が終了した後、遭難通信を除き、一定の時間、通信を中断するものを含む。）を有すること。

5 次の表示機能を有すること。

(一) NCS コモン TDM の同期状態

(二) 遭難警報に対する海岸地球局からの応答

(三) 電波発射の有無

6 受信した通報を印字できること。

7 機械的雑音が少ないものであること。

8 遭難警報を送信するための専用のボタンは、独立した二以上の操作により作動するものであり、かつ、9 の条件に適合する入力パネル又は国際標準化機構 (ISO) の規格によるキーボードのキーでないこと（施行規則第二十八条の二第一項に定めるインマルサット船舶地球局の無線設備の場合に限る。）

9 ○から九までの数字の入力パネルを有する場合は、その数字の配列は国際電気通信連合電気通信標準化部門（以下「ITU-T」という。）の勧告 E.161 によるものであること。

10 船舶の位置及び当該位置を決定した時刻を自動又は手動で入力することができること（施行規則第二十八条の二第一項に定めるインマルサット船舶地球局の無線設備の場合に限る。）

11 過剰電流、過剰電圧、電源の過渡変動及び電源の極性の偶発的な反転からの保護手段を有すること。

12 露出した金属部分は、接地することができること。

13 電源端子は、接地されていないこと。

14 電圧五五ボルトを超える電気（高周波のものを除く。）を通ずる導電部は、容易に露出しないように、次のいずれかの条件に適合する遮へい体を有すること。

(一) 遮へい体を開けたときは、自動的に電源が遮断される構造であること。

(二) 遮へい体を開けるためには工具を必要とする構造であり、かつ、高電圧に対する注意事項が外部に表示されていること。

15 空中線から輻射される高周波エネルギーのレベルについて、毎平方メートル一〇〇ワット、二五ワット及び一〇ワットとなる距離がレドーム付近に表示されていること。

16 通常の取付位置において、製造者名、型式名及び製造番号が明確に判読できるように外部に表示されていること。

第二の二の(1)の(1)中「別図第九号」を「別図第一号」に改め、同(1)の(1)中「別図第十号」を「別図第二号」に改め、同(1)の(2)の(4)中「別図第六号」を「別図第三号」に改め、同(2)の(1)の(1)中「別図第十一号」を「別図第四号」に改め、同(2)の(4)中「第一の二の(4)の条件に適合する」を「電源回路を通して外部へ伝わる電氣的雑音のレベルは、別図第五号に示す値を超えない」に改め、第二を第一とする。

第三の二の(1)中「5、10及び11」を「から6まで、10、12、13及び15」に改め、同一に次のように加える。

4 無線高速データによる通信を行う場合は、一の搬送波について一のチャネルのデジタル符号化された情報により変調を行うものであること。

5 空中線から輻射される高周波エネルギーのレベルについて、毎平方メートル一〇〇ワット、二五ワット及び一〇ワットとなる距離がレドームに表示されていること。

第三の二の(1)の(1)中「Iチャネル」及び「Qチャネル」を「二の直交するチャネルの入力信号（以下「Iチャネル」及び「Qチャネル」という。）に改め、同(2)の(2)の(1)中「別図第十二号」を「別図第六号」に改め、同(1)の(4)の(2)の(1)中「別図第十三号」を「別図第七号」に改め、同(1)の(4)の(2)の(2)の(1)中「別図第十四号」を「別図第八号」に改め、同(1)の(4)の(2)の(2)の(2)の(1)中「別図第十五号」を「別図第九号」に改め、同(2)の(1)の(1)の(1)中「9及び13から15まで」を「8、11及び16並びに第二の一の(5)」に改め、同(4)の二の(1)の(2)の(1)中「別図第十七号」を「別図第十一号」に改め、同(1)の(4)の(2)の(1)中「別図第十八号」を「別図第十二号」に改め、同(1)の(4)の(2)の(1)中「別図第十九号」を「別図第十三号」に改め、第四を第三とする。

第五の一を次のように改める。

一 一般的条件

第一の一の(2)、3、8、11及び16、第二の一の(5)並びに第三の一の(2)の条件に適合するものであること。

第五を第四とする。

第六の一の(1)中「6から11まで及び13」を「7、9、11から14まで及び16」に改め、同第六の二の(1)中「第二の二の(1)及び(2)から(4)まで」を「第一の二の(1)及び(2)から(4)まで」に改め、同二の(2)の(1)中「第二の二の(3)」を「第一の二の(3)」に改め、第六を第五とする。

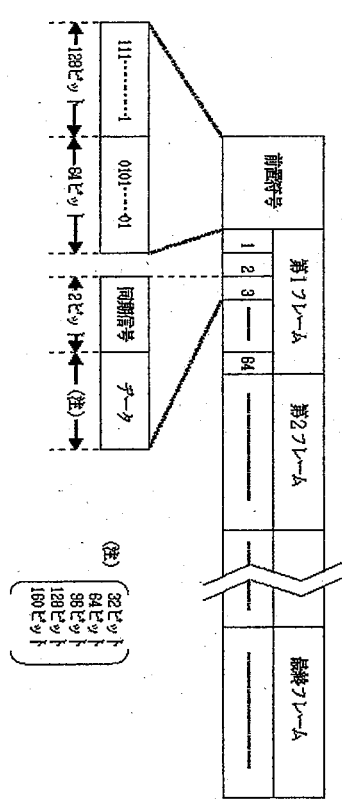
第七を削り、本則に次のように加える。

第六 海域で運用される構造物上に開設する無線局であつてインマルサット人工衛星局の中継により無線通信を行うものの無線設備

無線設備の種類に応じ、設備規則第十四条第三項、第四十条の四（第一項を除く）、別表第一号注33及び別表第三号の14並びにこの告示の第一（一）の2、8及び16（第二又は第三の規定により、これらの規定が適用される場合を含む。）に限る。（第二（一）の4及び二の(3)の(1)から(4)までを除く。）及び第三（二）の(3)の(1)から(4)までを除く。）の規定を準用する。

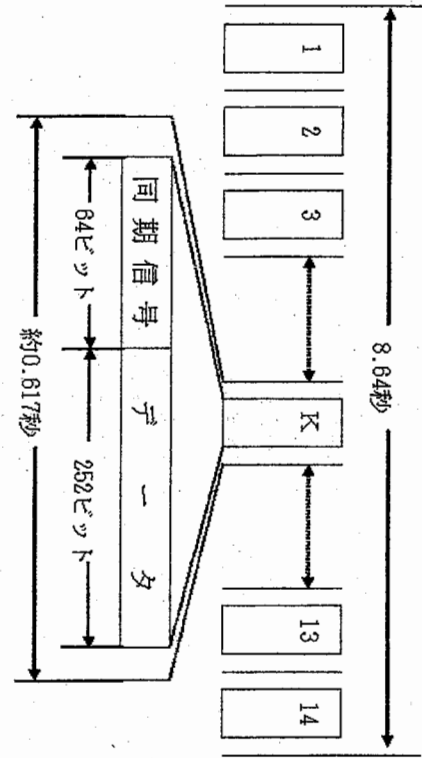
別図第一号及び別図第二号を次のように改める。

別図第一号 トランスミッター用無線設備のレドーム形状の構造（取付のための取付部を除く。）の構造

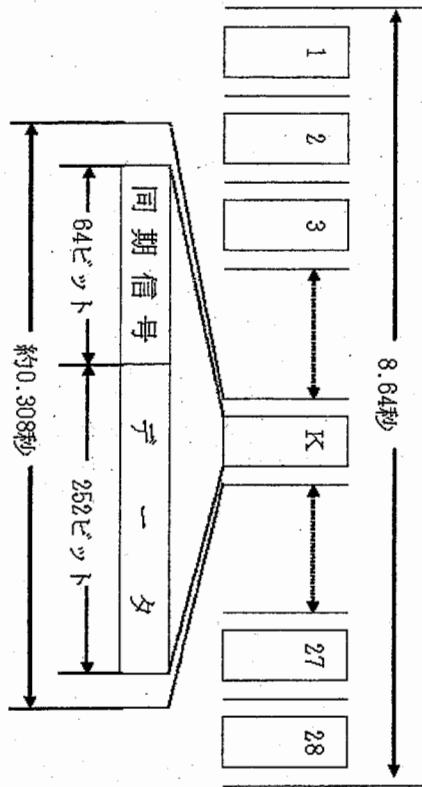


別図第二号 インマルサット船舶地球局のインマルサットC型の無線設備の呼出しのための送信信号の構成

(1) 600ビット/秒のとき



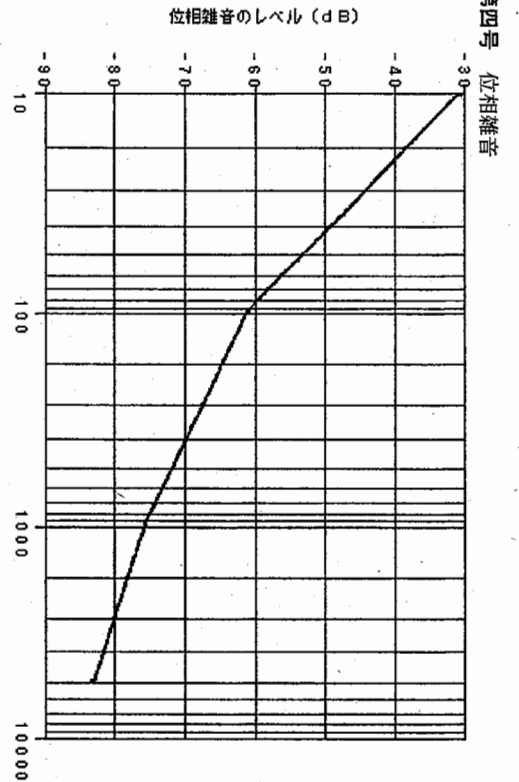
(2) 1200ビット/秒のとき



別図第三号から別図第五号までを削り、別図第六号中「インマルサットA型の無線設備及びインマルサットC型の無線設備並びに」を「インマルサットC型の無線設備及び」に改め、同図を別図第三号とし、同図の次に次のように加える。

号とし、同図の次に次のように加える。

別図第四号



雑音削減率からの雑音削減率 (Hz)

別図第七号を削る。

別図第八号中「ノイズミキシング装置の構造」を削り、同図を別図第五号とし、別図第九号から別図第十一号までを削り、別図第十二号を別図第六号とし、別図第十三号から別図第十九号までを六号ずつ繰り上げる。

○総務省告示第三百八十二号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条第三項、第四十九条の二十四項第四号並びに別表第一号注33の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千二百二十六号（インマルサット携帯移動地球局の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十年一月一日から施行する。

総務大臣 菅 義偉

平成十九年六月二十九日

第一を削る。

第二の一を次のように改める。
一 使用する電波の周波数及びタイムスロットは、通信網管理機能を有する携帯基地地球局から発射される電波をインマルサット人工衛星局の中継により受信することによって、自動的に選択されるものであること。

第二の二中「等価平方輻射電力」を「等価平方輻射電力」に改め、同第二を第一とし、第三から第七までを二ずつ繰り上げ、本則に次のように加える。

第七 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットB G A N型の無線設備

一 第一の一の条件に適合すること。

二 等価平方輻射電力は、四デシベルから二〇デシベル（いずれも一ワットを〇デシベルとする）までの範囲であり、自動的に選択できること。この場合において、許容偏差は、（一）五〇パーセントから（十）五〇パーセントまでの範囲とする。

○総務省告示第三百八十三号
無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）別表第一号及び別表第二号の規定に基づき、平成十七年郵政省告示第六百五十七号（インマルサット船舶地球局等の無線設備の機器の構造及び性能の条件並びに機械的及び電氣的条件を定める件）の一部を次のように改め、平成二十年一月一日から施行する。

平成十九年六月二十九日
総務大臣 菅 義偉

第一の一を削り、同第一の二の1中「告示第五百六十六号第二の一及び二」を「平成十七年総務省告示第千二百二十七号（インマルサット船舶地球局等の無線設備の技術的条件を定める件。以下「告示第千二百二十七号」という。第一の一及び二に改め、同二の2中「告示第五百六十六号第二の一及び二」を「告示第千二百二十七号第一の一及び二」に改め、同二を同第一の一とし、同第一の三の1中「告示第五百六十六号第三の一及び二」を「告示第千二百二十七号第二の一及び二」に改め、同三を同第一の二とする。第二の一の中「告示第五百六十六号第二の二の2の（一）及び（三）」を「告示第千二百二十七号第一の二の2の（一）及び（三）」に改め、同第二の二の中「告示第五百六十六号第二の二の2の（四）及び（五）」を「告示第千二百二十七号第一の二の2の（四）及び（五）」に改める。

○財務省告示第百二十七号
関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第三十条第三項の規定に基づき、税関官署を指定する件（昭和六十年四月大蔵省告示第五十六号）の一部を次のように改正し、平成十九年七月一日から適用する。

平成十九年六月二十九日
財務大臣 尾身 幸次

第一号を次のように改める。
一 函館税関札幌税関支署旭川空港出張所
第二十一号を次のように改める。
二十一 神戸税関坂出税関支署高松出張所

○財務省告示第百二十八号
電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第三条第四項に規定する同法第二条第一号の入出力装置を設置する税関の件（平成十一年十月大蔵省告示第三百一十号）の一部を次のように改正し、平成十九年七月一日から適用する。

平成十九年六月二十九日
財務大臣 尾身 幸次

第十号を第十二号とし、第四号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。
四 神戸税関境税関支署鳥取監視署
五 神戸税関境税関支署西郷監視署

二 関稅定率法第八條第一項の規定による指定に係る貨物の供給者又は供給国若しくは地域（以下「韓国」という。）たる大韓民国（以下「韓国」という。）の不当廉売関稅に関する政令（平成十四年政令第二百六十二号）別表第一に掲げる者により生産され、その者により本邦へ輸出された場合、及び別表第二に掲げる者により生産され、別表第一に掲げる者により本邦へ輸出された場合を除く。

三 関稅定率法第八條第一項の規定により指定された期間
ポリエステル短纖維に対して課する不当廉売関稅に関する政令の施行の日から平成二十四年六月二十八日までの期間（関稅定率法第八條第二十五項の規定に基づき平成十九年七月一日より延長される期間を含む。）
四 調査により判明した事実及びこれにより得られた結論
（一）本件調査の対象となる期間（以下「調査対象期間」という。）
イ 不当廉売された指定貨物（ポリエステル短纖維）に対して課する不当廉売関稅に関する政令第一項第一号に掲げる貨物であつて、同項第二号に掲げる国を原産地とするもの（同令別表第一に掲げる者により生産され、その者により本邦へ輸出されたもの及び同令別表第二に掲げる者により生産され、同令別表第一に掲げる者により本邦へ輸出されたものを除く。）又は同項第三号に掲げる地域を原産地とするものをいう。以下同じ。
ロ 指定期間（同項第四号に掲げる期間をいう。以下同じ。）の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで
（二）不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項
平成十三年四月一日から平成十八年三月三十一日まで
本件調査の対象となる貨物
指定貨物
同種の貨物
不当廉売関稅の課稅後も、指定貨物と國內で生産されている同種の貨物の代替性等については変化がなく、同種の貨物に係る当初調査の認定を変更するものではないことを確認した。

（三）不当廉売された指定貨物の輸入が指定期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項
韓国及び台湾の供給者（輸出者又は生産者）をいう。以下同じ。への質問状に対し、輸出実績がないと回答した者を除き、韓国の供給者については三者から回答があつたのみであり、台湾の供給者については回答がなかつた。回答があつた韓国の供給者三者についても、正常価格の算定等に必要情報の提供等がなかつたことから、調査当局は、千九百九十四年の関稅及び貿易に関する一般協定第六條の実施に関する協定（以下「ダンピング防止協定」という。）第六・八條に規定する「知ることができた事実」に基づき、不当廉売の継続又は再発のおそれについて認定した。
イ 韓国について
（イ）指定期間においても、不当廉売された指定貨物の輸入は継続している。
（ロ）韓国の供給者には、三万トン以上の余剰生産能力があると認められた。主要輸出先である中華人民共和国（以下「中国」という。）アメリカ合衆国（以下「米国」という。）及び欧州連合において不当廉売関稅の課稅が行われている等、追加的な増産を吸収できる第三国市場及び國內市場があるとは認められない。
（ハ）韓国産指定貨物については、指定期間の満了後に想定される正常価格と輸出価格との差（以下「不当廉売差額」という。）は、一キログラム当たり二十五・七円から百三十五円・百四十円（情報提供者の企業秘密情報が推定できるため、具体的な価格は秘密扱い）の間である。
したがって、指定期間が満了した場合、韓国からの不当廉売された指定貨物の輸入が継続し、かつ当該輸入量も相当程度増加するおそれがある。
ロ 台湾について
（イ）不当廉売関稅の課稅により、指定貨物の輸入は実質的に停止した。
（ロ）台湾の供給者には、二十一・二万トンの余剰生産能力があると認められた。主要輸出先である米国及び欧州連合において不当廉売関稅の課稅が行われていること、中国が國內生産を大幅に伸ばしてきていること等から、追加的な増産を吸収できる第三国市場及び國內市場があるとは認められない。

（四）不当廉売された指定貨物の輸入が指定期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項
韓国及び台湾の供給者（輸出者又は生産者）をいう。以下同じ。への質問状に対し、輸出実績がないと回答した者を除き、韓国の供給者については三者から回答があつたのみであり、台湾の供給者については回答がなかつた。回答があつた韓国の供給者三者についても、正常価格の算定等に必要情報の提供等がなかつたことから、調査当局は、千九百九十四年の関稅及び貿易に関する一般協定第六條の実施に関する協定（以下「ダンピング防止協定」という。）第六・八條に規定する「知ることができた事実」に基づき、不当廉売の継続又は再発のおそれについて認定した。
イ 韓国について
（イ）指定期間においても、不当廉売された指定貨物の輸入は継続している。
（ロ）韓国の供給者には、三万トン以上の余剰生産能力があると認められた。主要輸出先である中華人民共和国（以下「中国」という。）アメリカ合衆国（以下「米国」という。）及び欧州連合において不当廉売関稅の課稅が行われている等、追加的な増産を吸収できる第三国市場及び國內市場があるとは認められない。
（ハ）韓国産指定貨物については、指定期間の満了後に想定される正常価格と輸出価格との差（以下「不当廉売差額」という。）は、一キログラム当たり二十五・七円から百三十五円・百四十円（情報提供者の企業秘密情報が推定できるため、具体的な価格は秘密扱い）の間である。
したがって、指定期間が満了した場合、韓国からの不当廉売された指定貨物の輸入が継続し、かつ当該輸入量も相当程度増加するおそれがある。
ロ 台湾について
（イ）不当廉売関稅の課稅により、指定貨物の輸入は実質的に停止した。
（ロ）台湾の供給者には、二十一・二万トンの余剰生産能力があると認められた。主要輸出先である米国及び欧州連合において不当廉売関稅の課稅が行われていること、中国が國內生産を大幅に伸ばしてきていること等から、追加的な増産を吸収できる第三国市場及び國內市場があるとは認められない。